

小国町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)28年度の 人件費率
29年度	人 7,279	千円 5,756,281	千円 175,800	千円 1,009,488	% 17.5	% 18.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
29年度	人 107	千円 392,817	千円 55,695	千円 154,986	千円 603,498

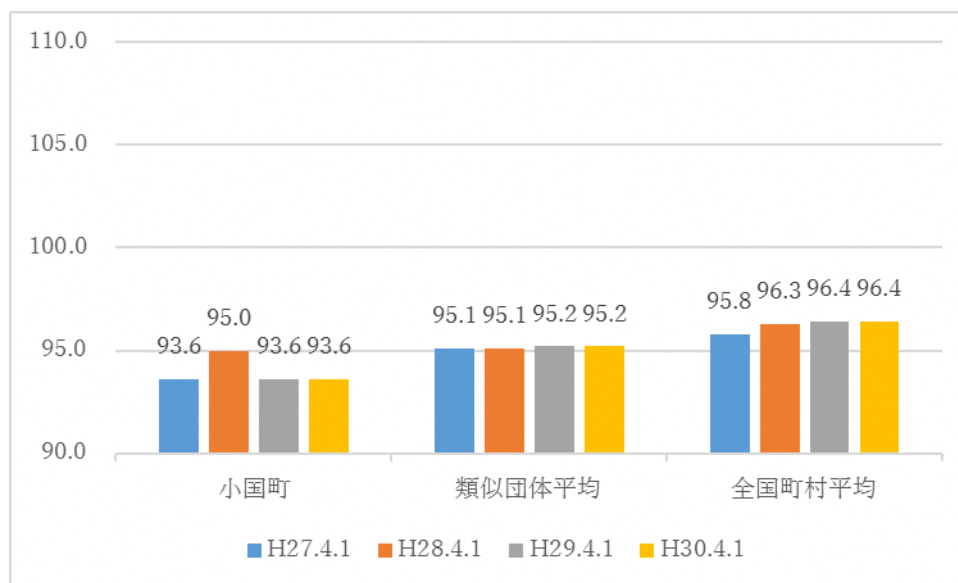
(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,640	千円 5,581

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

~~2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。~~

~~（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）~~

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

※小国町は人事委員会を設置しておらず、熊本県人事委員会の勧告に併せています。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
30年度	円 —	円 —	— 円 (— %)	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
30年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

※支給対象地域でなく該当なし

③その他の見直し内容

なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小国町	44.3 歳	295,900 円	343,200 円	337,500 円
熊本県	43.2 歳	331,098 円	396,990 円	358,002 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.8 歳	300,360 円	344,718 円	326,695 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		参 考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
小国町	54.7歳	1人	—	—	—	—	—	—	—
うち電話交換手	54.7歳	1人	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	52.8歳	268人	334,459円	—	349,126円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
類似団体	50.4歳	5人	271,357円	296,849円	282,780円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
小国町	—	—	—
うち電話交換手	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

該当職なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

- 3 技能労務職の小国町欄については、対象者1名のため個人情報保護の観点から記載していません。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		小 国 町	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	185,800 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	154,000 円	—
	中 学 卒	138,000 円	137,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

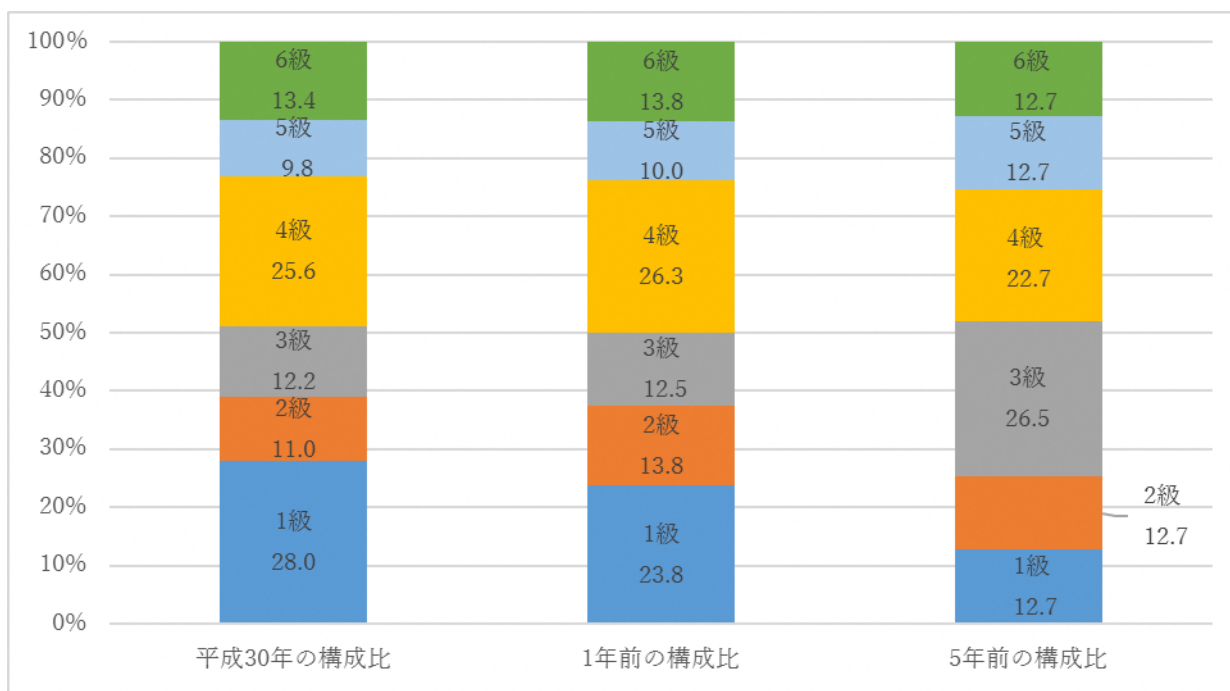
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	259,200 円	329,000 円	359,700 円	400,000 円
	高 校 卒	— 円	299,800 円	338,700 円	364,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

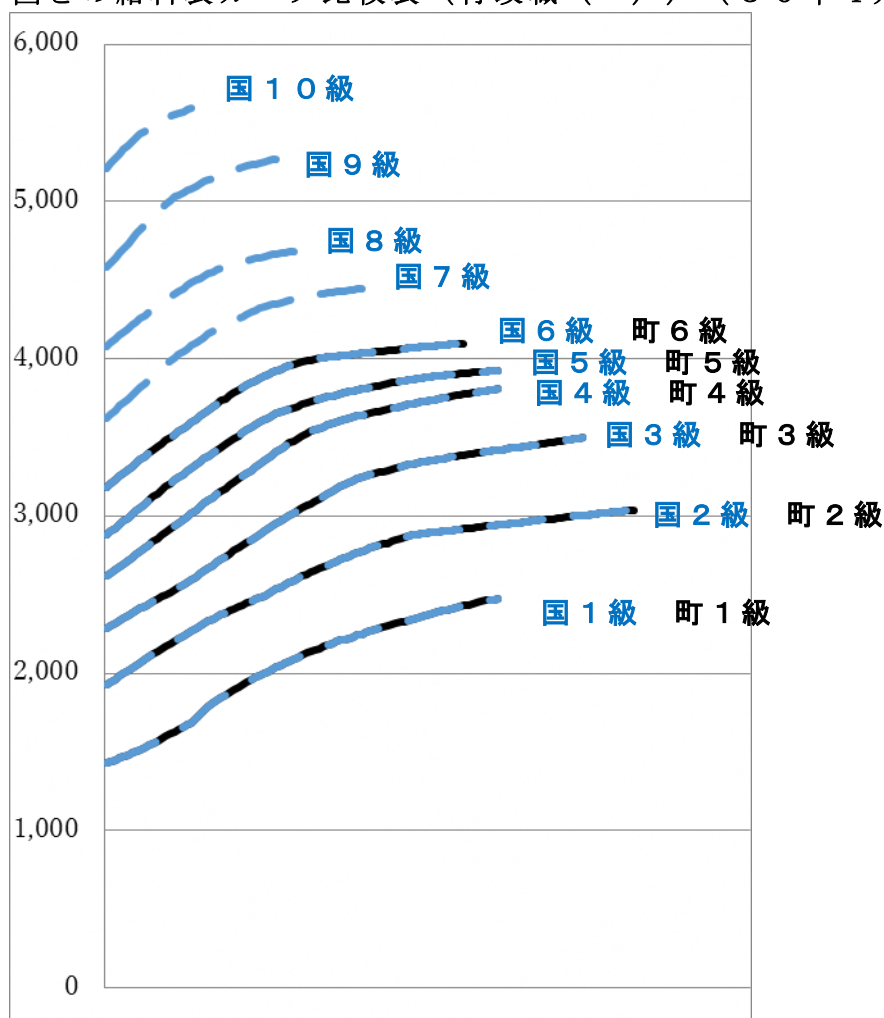
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事	人 2 3	% 2 8 . 0	円 142,600	円 247,100
2 級	主 事	人 9	% 1 1 . 0	円 192,700	円 303,800
3 級	主 査	人 1 0	% 1 2 . 2	円 228,900	円 349,600
4 級	係 長	人 2 1	% 2 5 . 6	円 262,000	円 380,600
5 級	審 議 員	人 8	% 9 . 8	円 288,000	円 392,600
6 級	課 長	人 1 1	% 1 3 . 4	円 318,500	円 409,800

- (注) 1 小国町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（小国町）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 国 町	熊 本 県	国
1 人当たり平均支給額（29年度） 1,418 千円	1 人当たり平均支給額（29年度） 1,713 千円	—
（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.85 ）月分	（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.85 ）月分	（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.85 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（小国町）

平成 30 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率

上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	H31.4～		H31.4～	

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

小 国 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695	月分24.586875月分	勤続20年	19.6695	月分24.586875月分
勤続25年	28.0395	月分27.27075月分	勤続25年	28.0395	月分27.27075月分
勤続35年	39.7575	月分47.709月分	勤続35年	39.7575	月分47.709月分
最高限度額	47.709	月分47.709月分	最高限度額	47.709	月分47.709月分
その他の加算措置	2～45%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
（退職時特別昇給	なし	）	（割増率	2～45%	）
1人当たり平均支給額	0	千円20,436千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

支給対象地域でなく該当なし

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			590	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			7,109	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			69.7	%
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （29年度 決算）	左記職員に対する支給単価
災害待機手当	勤務時間外に災害待機の職務に従事した職員	災害待機業務	千円 590	1時間を超え2時間まで 1,500円 2時間を超え4時間まで 2,500円 4時間を超え6時間まで 3,500円 6時間を超え10時間まで 5,000円 10時間を超える場合 7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	30,465 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	317 千円
支給実績（29年度決算）	29,578 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	315 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶 養 手 当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている扶養親族のある職員 (1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 8,000円 ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算 (3)父母等 6,500円	同じ	—	千円 11,728	円 229,961
住 居 手 当	自ら居住するため住宅を借り受け月額12,000以上の家賃を支払っている職員 ①家賃が月額23,000円以下の場合 家賃の月額－12000円 ②家賃が23,000円を超える場合 (家賃月額－23,000円)×1/2＋11,000円 ただし、27,000円が限度	同じ	—	千円 4,405	円 293,667
通 勤 手 当	(1)交通機関を利用する場合 1箇月当たりの運賃相当額が55,000円を超えるときは、55,000円が限度 (2)交通用具を利用する場合 距離区分に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給	同じ	—	千円 3,963	円 56,615

管理職手当	管理・監督の地位にある職員 職に応じて20,000円から30,000円の範囲で支給	—	—	千円 5,820	円 277,143
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 勤務1回につき、4,200円	—	—	千円 1,663	円 21,051

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	784,000 円	(	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 町 村 長	582,000 円	(	850,000 円／	366,000 円
報 酬	議 長	309,000 円	(	710,000 円／	490,000 円
	副 議 長	254,000 円	(	360,000 円／	205,000 円
	議 員	234,000 円	(	320,000 円／	175,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(29年度支給割合)			
	副 市 町 村 長	2.90 月分			
退 職 手 当	議 長	(29年度支給割合)			
	副 議 長	2.90 月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	備 考	784,000円×在職年数×500/100	1,568万円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

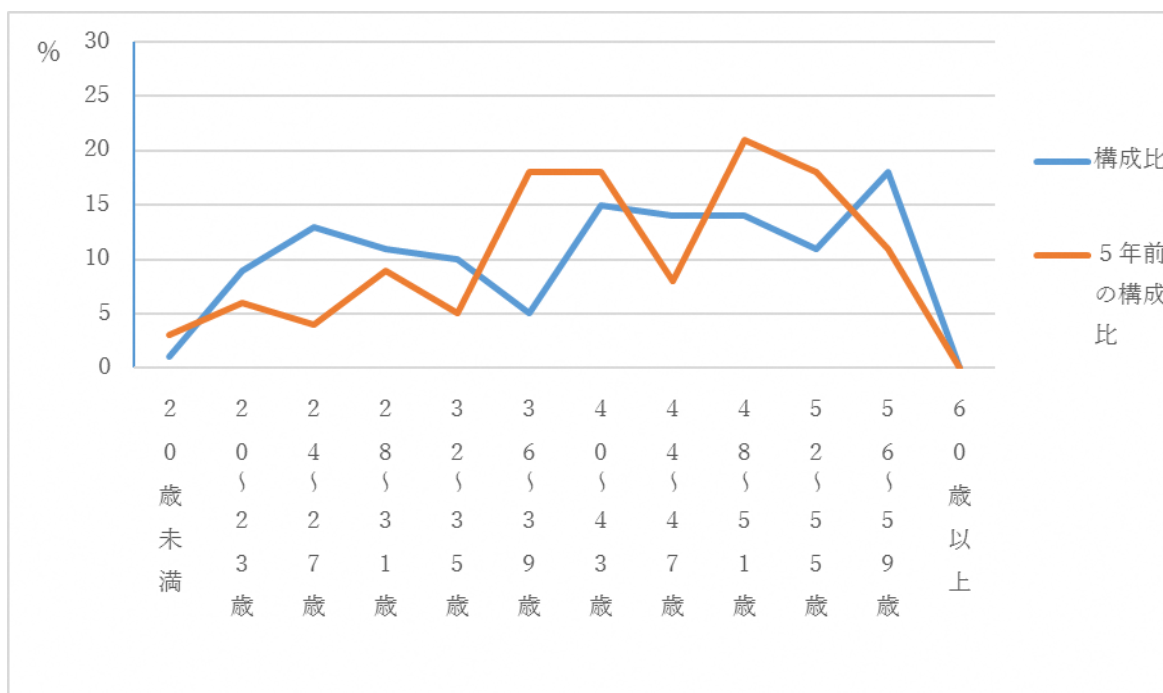
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	議 会	1	1		
	一 般 行 政 部 門	28	28		
	議 会 総 務 ・ 企 画	6	7	1	人事異動による欠員を補充したもの
	農 林 水 産	14	14		
	商 工 土 木	4	4		
公 営 企 業 計 等 部 門	民 生 衛 生	33	34	▲ 1	再任用短時間勤務職員配置 保育総務係新設によるもの 産前・産後、育児休業職員の補充
	計	7	8	1	
	計	99	101	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 138.75 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 111.81 人)
	教育部門	8	8		
	消防部門	—	—		
公 営 企 業 計 等 部 門	小 計	107	109	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 149.74 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 134.84 人)
	水 道	3	3		
	下 水 道	1	1	—	
	そ の 他	8	8		
	小 計	12	12		
合 計		119	121	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 166.23 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	9人	13人	11人	10人	5人	15人	14人	14人	11人	18人	0人	121人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	103	100	98	99	99	101	▲ 2 (-1.9%)
教育	9	9	8	8	8	8	▲ 1 (-11.1%)
消防	—	—	—	—	—	—	(%)
普通会計計	112	109	106	107	107	109	▲ 3 (-2.7%)
公営企業等会計計	11	11	11	11	12	12	1 (9.1%)
総合計	123	120	117	118	119	121	▲ 5 (-1.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 114,086	千円 18,873	千円 3,728	% 3.3	% 3.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	市町村平均 1人当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 2	千円 4,167	千円 785	千円 1,517	千円 6,469	千円 3,235	千円 6,149

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小 国 町	23.5 歳	177,650 円	269,541 円
団 体 平 均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円
事 業 者	- 歳		- 円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小 国 町	小国町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（29年度） 759 千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,418 千円
（29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.85 ）月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.85 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

小国町（水道事業）	小国町（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 月分 月分 勤続25年 月分 月分 勤続35年 月分 月分 最高限度額 月分 月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 ） 1人当たり平均支給額 千円 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395 月分 27.27075月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709月分 最高限度額 47.709 月分 47.709月分 その他の加算措置 2～45% （退職時特別昇給 なし ） 1人当たり平均支給額 0 千円 20,436千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（30年4月1日現在）

支給対象地域でなく該当なし

エ 特殊勤務手当（３０年４月１日現在）

支給実績（29年度決算）			0	千円
支給職員１人当たり平均支給年額（29年度決算）			0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			—	%
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度 決算)	左記職員に対する支給単価
災害待機手当	勤務時間外に災害待機の職務に従事した職員	災害待機業務	千円 —	1時間を超え2時間まで 1,500円 2時間を超え4時間まで 2,500円 4時間を超え6時間まで 3,500円 6時間を超え10時間まで 5,000円 10時間を超える場合 7,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	710	千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	355	千円
支給実績（28年度決算）	1,175	千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	588	千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（３０年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員１人 当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている扶養親族のある職員 (1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 8,000円 ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子１人につき5,000円	同じ	—	千円 0	円 0

	円を加算 (3)父母等 6,500円				
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け月額12,000以上の家賃を支払っている職員 ①家賃が月額23,000円以下の場合 家賃の月額－12000円 ②家賃が23,000円を超える場合 (家賃月額－23,000円)×1/2+11,000円 ただし、27,000円が限度	同じ	—	千円 0	円 0
通勤手当	(1)交通機関を利用する場合 1箇月当たりの運賃相当額が55,000円を超えるときは、55,000円が限度 (2)交通用具を利用する場合 距離区分に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給	同じ	—	千円 75	円 37,200
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 職に応じて20,000円から30,000円の範囲で支給	—	—	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 勤務1回につき、4,200円	—	—	千円 0	円 0